

令和5年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年9月13日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日 令和5年9月13日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 星 弥	○	2	堀川 友 久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊 二	○	5	濱田 圭 介	○	6	安岡 公 子	○
7	西 笛 千代子	○	8	仙 頭 一 貴	○	9	小 松 康 人	○
10	岡村 俊 彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	松 本 巧	会 計 管 理 者	高 松 千 恵	健 康 福 祉 課 長	都 築 仁
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒 井 祐 輔
健 康 福 祉 課 長 補 佐	長 崎 寛 司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常 光 紘 正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕
企 画 振 興 課 長 補 佐	岡 村 公 順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年9月13日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第3回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。3番坂本です。通告に従い質問いたします。

1つ目の質問は、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部助成についてです。まず、带状疱疹とはどのような病気なのか、ということを中心に簡単に説明をさせていただきます。带状疱疹は、多くが子どもの時に感染する水ぼうそうウイルスが原因で起こります。ウイルスは体内に潜伏しており、過労やストレス、糖尿病などにより免疫機能が低下すると再び活性化し、皮膚症状だけでなく、神経にも炎症を起し痛みが現れる病気です。

带状疱疹の原因となるウイルスは、成人の約90%以上が体内に持っており、誰もが带状疱疹を発症するリスクがあります。特に、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

1997年宮崎県において、带状疱疹についての大規模な疫学調査が行われ、2017年までの21年間の集計結果によれば、带状疱疹の発症率は加齢とともに増加する傾向があり、特に50歳を境に上昇することでした。また、千人当たりの発症率を見ると、1997年は3.61人でしたが、2017年は6.07人に上昇しております。この数字は、高齢化が進行している我が国においては、今後も患者数の増加が予想されることを示しております。つまり、本村においても同様に増加傾向であることが容易に想定されることになります。

带状疱疹ワクチンは、ウイルスの増殖を抑える抗ウイルス薬であり、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防が期待できるとされております。村民の健康を守るため、村として積極的なワクチン接種を啓発するべきではないでしょうか。そのためにも、接種費用の一部助成は有効な手法と思いますが、村の考えをお聞きいたします。

次に、妊婦の妊娠時にかかる受診費用の一部助成について質問をいたします。現在、妊娠し医療機関の受診が必要となれば、妊婦健診受診票により、14回分の受診費用が公費で助成をされます。各回の受診票には、妊娠初期・中期・後期に必要な検査が定められており、妊娠週数に応じて受診票を使用することができます。

しかし、妊娠時には受診票に定められた検査以外に、検査が必要になることがあります。妊娠初期は、4週間に1回受診票が使用できますが、例えば、切迫流産になれば頻回に超音波検査が必要になったり、つわりによる脱水症や栄養状態を確認するために、尿検査などが頻回に行われたりもします。また、妊娠後期になれば、1週間に1回受診票が使用できますが、貧血になったり、切迫早産になったり、出血したりすれば、その都度必要な検査や処置が必要となります。

受診票に定められた検査以外の検査は、保険診療であれば給付割合に応じた自己負担が、また保険適用外の一般診療になりますと全額自己負担が発生します。

妊娠時の経済的負担を軽減し、妊婦の健やかな妊娠と出産のためにも、妊婦の自己負担分の一部助成について、村の考えをお聞きいたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。坂本議員の一般質問にお答えします。

坂本議員もおっしゃいましたが、带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚疾患で、加齢などの免疫機能の低下により発症するといわれており、時に重篤な合併症を起こしたり、带状疱疹が治ったとしても後遺症による神経痛により痛みが継続するということがあり得ます。

このため、発症と重篤化予防のために、50歳以上またはリスクの高い18歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチンの接種が認可されているようです。

現在、全国で带状疱疹ワクチンの補助を行っている自治体は、公開されているホームページ等で確認した結果、約130自治体、全国で約7.5%と、決して多いとは言えない状況です。ワクチン接種の費用も、1回1万円から2万円と高額であり、長期間の予防効果が期待されるワクチンでは、2回接種することが推奨されております。助成している自治体でも、助成額にばらつきがあり、全額助成しているところから、一部助成のところもあり、自治体により温度差があると思われまます。高知県内では助成を行っているところはなく、四国内では、香川県の1自治体のみが助成を行っているようです。

今回、带状疱疹ワクチンの接種費用についての助成をご提案いただいておりますが、今後、県下の状況や国への要望等も踏まえながら、带状疱疹ワクチンだけでなく、他にも公費助成のない予防接種もありますので、公費負担の必要性や他の制度とのバランスなども考慮しつつ、慎重に検討していきたいというふうにご考えております。

続きまして、妊婦健診の費用助成についてお答えします。議員のご質問の繰り返しにはなりますが、現在、妊婦健診14回、産婦健診2回については、公費で受けられる受診券が交付されておりますが、妊産婦特有の病気などで治療や入院した場合など、健診項目以外の検査、医療費については、保険診療として窓口での負担が発生します。

今回の議員のご質問については、妊婦健診費用の助成ということではありますが、先ほどの14回の健診で決められている項目以外の検査については、妊婦自身の基礎疾患等に伴い必要なものや、妊娠によって引き起こされた疾患に対する検査など、検査項目も多種多様であり、また個人差も大きいことが考えられます。

こういった公費負担の範囲外の検査も含めた妊産婦に対する医療費の助成制度を、現在、高知県内では実施しているところはないというふう聞いておりますが、他県では、母子手帳の提示によって医療費の自己負担を公費扱いとするなどの妊産婦医療費助成制度が存在している状況も把握しております。

また、昨年6月には、県から妊産婦を対象とした医療費助成制度に関する意向調査があり、34市町村中、検討中が13市町村という結果で、財政面の負担が大きいことなどが課題として挙げられており、全体の半数以上が一定県の補助があれば、実施が見込めるとの回答でした。

このような結果も踏まえ、昨年8月の知事と町村長との意見交換会で、芸西村から「全県的に取り組みを進めて行く考えがありますか」と質問をさせていただいております。その際の知事の発言を要約しますと、「医療費助成は、どの地域でも安心して医療を受けられるよう全国一律に実施されることが望ましい。県制度を創設する場合も、住んでいる地域によって、負担に差が生じないように足並みをそろえることが必要であり、全県で足並みをそろえて取り組むためには、全ての市町村に、その必要性や費用負担について、ご理解をいただくことが必要。このため、今後も、各市町村の財政状況や少子化対策の優先順位にも配慮しながら、時間をかけて検討していきたい」ということでした。

村としては、今後単独で助成制度を創設する必要があるのかなども検討してまいります。子育て全般に関することでもありますので、まずは国及び県で制度の必要性などについて議論していただくことが必要とご考えておりますので、引き続き、機会を見つけて要望等していきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

再質問をさせていただきます。都築課長、詳しいご答弁をありがとうございました。

帯状疱疹ワクチンについては、私も先に述べましたように、発症予防・重症化予防は非常に期待できるとされており。課長が述べられましたように、ワクチンの種類によっては、1回の接種費用が約1万円から2万円となっております。やはりそれを考えると、接種を躊躇される方もいるのではないかと思います。

高知県下では、今現在、確かに課長も言われましたように、接種助成をしている自治体はない状況ですが、本村が先駆的にワクチンの接種の一部助成を行ってはどうかと私は考えます。

あと、妊婦の自己負担分の一部助成については、妊娠期を通じて、やはり健やかな体と心が確保できて、経済的な負担を和らげて、生活の安定にも寄与することができると考えます。さらに、妊娠期からの手厚いサービスは、子育てしやすい村につながっていくのではないかと私は考えます。

私からの再質問は以上です。最後に、村長のお考えをお聞かせいただきまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。坂本議員からは帯状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部助成についてと、妊婦健診の費用助成についてご質問をいただきました。

それぞれの現状につきましては担当課長からお答えがあったとおりでございますが、まず、帯状疱疹ワクチンについては、私も今回、ワクチンが高額であること、そして全国的にはまだまだ助成制度が浸透していないということなどにつきまして、改めて少し勉強をさせていただきました。

私自身も数年前に顔に発症しまして、非常に、目に入れば失明をすることもあるという診断であったと記憶しております。議員のご説明のとおり、この病気は一度発症すれば本当に我慢できないほどの苦痛を伴いますので、早期に受診をして、治療を受けられる方がほとんどだとは思いますが、一方でワクチン接種につきましては、高額で全額自己負担でもあるために、議員もおっしゃいましたように、接種したいとは思いつつも躊躇している方も、一定数いらっしゃるかと推測をされるところです。

しかし、これまで実際に村への問い合わせは、数件あったということは聞いておりますけれども、どれだけのニーズが存在しているかについては、ちょっと調査してみないと不明確なところがある状況でございます。

議員からのご提言も含めまして、今後、全国及び県下の取り組み状況なども情報収集を行いながら検討をしてみたいというように考えております。

それから続きまして、妊婦健診の助成についてですが、先ほど課長が申しましたとおり、現時点では県内では取り組んでいるところはないと聞いております。一方で、子どもの医療費助成制度は全国に広まっておりますが、一部負担金への補助が家計の負担を軽減させる有効な子育て支援策となっておりますけれども、妊産婦の医療費助成に関する施策は、全国的にはまだまだ少ないというのが実情です。

不妊治療の保険適用拡大も重要なことですが、妊産婦及び子どもの医療費助成制度を充実させることは、コロナ禍の罹患への不安や経済状況の悪化から産み控えにより、出生数が急減する中でありますので、少しでも子どもを持つことへの不安軽減につながるのではないかと思います。これは私自身持つところでございます。

そこで課長の答弁にもありましたが、ちょっと重複しますが、昨年8月の知事との意見交換会において、本村からの提案として、私のほうから意見発表を行わせていただきました。議員からの提案と同じですが、「この問題に対しまして、県として先進的に取り組むつもりはないのか」というようなこと、そして、「若い世帯の移住促進への追い風ともなることも考えられるので、全県下的に積極的に取り組んではどうですか」という趣旨で提案をさせていただいたところです。

知事からは、先ほど課長も言いましたように、「医療費助成というのは、どこの地域でも安心して医療を受けられるように、全国一律で実施されることが本来望ましいものであると考えている」というようなことで、「県下で制度を実施するためには、住む地域によって負担とかサービスに格差が生じないように」、これは知事のお立場からすれば当然だと思いますけれども、「生じないように足並みをそろえることが必要でないか

というように考えている」というようなご答弁でございました。

また、県の担当さんのほうからは、「現実的には大きな自治体ほど実現が困難であって」、課長答弁にもありましたが、「県が実施をした市町村への意向調査では、半数以上の自治体から住民からの要望がないと、そして優先度が低いというような複数の意見が出された」というようにお聞きをしておきまして、「県としては、こここのところを時間をかけて丁寧に調整をしていきたい」というような回答をいただいております。

このようにですね、医療費助成の地域間格差をなくすというのが理想というのが、県の考え方であるということからすれば、なかなかこの制度が足並みをそろえるかたちで創設されることについては、いくつかのハードルがあるのかなというように、私自身も受け止めておりますけれども、せっかく議員からご提案をいただきました、この助成制度も含めまして、少子化対策の重要性や負担軽減につながる制度の創設に向けまして、国県に対し早期に実現をしていただきますように、引き続き力強く要望を続けて参りたいというように考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6 番安岡公子、通告に基づき質問いたします。

まず、おでかけバスの利便性向上について質問をいたします。地域住民の移動手段を目的としたおでかけバスは、停留所でなくても、道が広く安全に乗り降りできる場所なら、どこでも止まってけると喜ばれ定着してきています。毎週利用している人は、「運転手さんが覚えていてくれて、家の前から乗り降りできる。本当に便利になった」と喜んでおります。

ただ、どの路線も行き先がサンシャインとなっており、買い物バスと思っている人もいます。特に、西分乙方面線は役場を経由しないために、役場や銀行ATM、歯医者などを利用する場合は、別の日にタクシーで行く人もいます。

全国的にも広がる自治体が運営または運営を委託するコミュニティバスは、買い物だけでなく、ほとんどの路線に駅、役所、病院、学校への経路が含まれています。本村においても、どのコースにも役場までのダイヤを作り、役場に停留所を設けることによって、利用者の行動範囲が広がり、利便性がぐんと増してくると思われそうですが、お考えをお聞かせください。

また、本村にはスクールバスがなく、登校下校の送迎の段取りに苦労している家庭があります。この送迎の負担を少しでも軽減させるために、おでかけバスに登下校時のダイヤを組み入れ、大人から子どもまでが週2日でも利用できる村のバスにしていくことが必要ではないかと考えますが、村としての考えをお聞かせください。

次に、粗大ごみ集積所の改善と持ち込み困難な人への対応について質問いたします。本村の粗大ごみ持ち込みは、無料で、月2回収集日があり喜ばれています。ただ、集積所の入り口が狭く、坂が急で危険性を感じることがあります。軽い物は路上に駐車して運んでいくことができますが、大量のごみや重い物は乗り入れなければならず、運転技術を必要とします。私も運転が上手でないで、ズルズルとバックで降りていつてヒヤリとしたことがありましたが、これまで事故が起きたとか、危ない目にあったとかいう報告はなかったのでしょうか。

平地で車からすぐに降ろせることができるように、場所の移転も含めて改善を検討していくべきではないでしょうか。

また、車を持たない人や高齢者など集積所への持ち込みが困難な人への対策を講じる必要があると考えますが、村としての考えをお聞かせください。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

企画振興課からおでかけバスについてお答えします。おでかけバスは、平成30年度より運行を開始してお

ります。開始にあたっては、村民にニーズ調査を行い、その結果を踏まえて運行計画を策定し、芸西村地域公共交通会議で検討を行いました。

ニーズ調査で最も多かったのが、おでかけバスを買い物に活用したいというご意見でしたので、全ての路線において、食料品と日用雑貨など品ぞろえが多い、サンシャイン芸西に立ち寄ることができる運行ルートとした経緯がございます。また、利用者の積み残しや、運行時間が長くなりすぎないように、目的地に最短距離で連絡できる路線とルートを検討いたしました。西分乙方面線以外の、和食乙方面線、瓜生谷方面線、久重・道家方面線につきましては、あったかふれあいセンターまたは役場付近での乗降が可能となっております。

安岡議員からは、西分乙方面線について、役場付近を通過するルートに変更してはどうか、また、児童の下校に利用できるようにしてはどうかのご質問をいただきました。大人から子どもまで村民の皆さまにとって便利なおでかけバスを目指していきたいと思っておりますが、定着しているルートを変更することで混乱を招き、不便と感じる方が多くならないよう、十分な検討が必要だと考えています。

また、ごめん・なはり線を利用する村内外の方のために、列車との接続についても勘案する必要がございます。村民の皆さまの利便性を最大化できるよう、今後、乗車人数等を調査分析し、検討していきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。粗大ごみ集積所の改善と持ち込みが困難な人への対応について、土木環境課のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、粗大ごみ集積所の進入路は、急坂で急勾配で、運転には特に注意しなければならないところであり、危険や不安を感じている方が多い状況にはあると思います。

事故等の報告につきましては、集積所には、会計年度任用職員を配置し、必要に応じまして敷地内の車の誘導を行い、安全管理に努めておりまして、大きな事故の報告は受けておりません。

次に、平地で車からすぐに降ろせるような場所なども検討してみてもどうかということでございます。場所の移転も含めまして。場所の移転につきましては、土地と施設整備、そしてそれらの費用の整理が必要になります。土地の場所につきましては、交通の利便性など周囲の状況や地域住民等への配慮が必要な場合もございます。

施設整備につきましては、土地の取得や造成、周囲の囲いや雨を避けるための施設整備などが考えられ、これに伴う費用の財源確保などの問題もございます。場所や費用の課題はございますが、集積所の移転につきましては、検討を進めたいと思います。

なお、粗大ごみは頻繁に出されることは少なく、現在のところ、1日の持ち込み量で、粗大ごみ集積所の広さが足りないような状況ではありませんので、現在の集積所を改良する方法も検討していきたいと考えています。

急勾配を改善する方法としまして、地盤の嵩上げが考えられますが、施工が可能か、どれくらいの費用を要するのかなどが明らかになっていない部分もございます。現在の施設を利用しながら、利便性が向上するような取り組みも含めまして検討していきたいと考えております。

車がない、高齢などで集積所への持ち込みが困難な人への対策をどのように考えているのかにつきまして、一般的には車がない人や集積所まで運搬できない人は、ご家族のご支援や、ご親族、ご近所などの協力によりまして集積場に運搬いただいていることと思います。

しかし、何らかのご事情で集積所に運搬できない方もおいでまして、相談を受けることもございます。対応としましては、村が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者の紹介などを行っております。

以前の一般質問で、「自宅に粗大ごみを引き取りに伺い、粗大ごみ持ち込み日に集積所まで運んでくれるような方法でもあるのではないか」というようなご提案をいただいたことがありましたが、現在では対応できるような利便性の高いサービスを行える業者もあるようでございます。相談によりまして、情報提供は行っていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問いたします。おでかけバスの件は、村の中心地点である役場にダイヤが延びることによって、役場への事務的な用事はもちろん、図書館、資料館、美術館などの文化施設、サークル活動や村民会館での催し物、銀行ATM、歯医者や健康診断、期日前投票にまで行動範囲がぐんと広がると思われます。日常生活にこの広がりを組み入れることによって、お出かけがもっと楽しくなり、生活にメリハリも生まれてくると思われれます。バスに乗って図書館などに出かけたり、行事に参加したり、夏休みには子どもたちで図書館に行くこともできます。

また、他の市町村の人にも、和食駅から乗ってもらって、資料館や美術館などに来てもらうことも、村を活性化さす一つの方法ではないでしょうか。

また、スクールバスの件は、すぐには検討が難しいと思われれます。今あるおでかけバスが、役場までダイヤが延びることによって、週2日でもバスに乗って帰っていくこともできます。この件も含めて、大人も子どももみんなで利用する自慢の村のバスを押し出していきべきだと考えます。

最後に、粗大ごみ集積所の件についてお聞きします。現在の集積所は、本当に入り口も狭く、置く場所も狭いため混雑しているときがあります。平地の広い所で流れがスムーズにいくなら、搬入時間も短くて済むと思われれます。いずれにしても、持ち込みにくい、危険を感じるという点では、改善が必要ではないでしょうか。

移転となると、用地の確保や近隣住民の理解、施設の整備などの課題もあると思われれますが、現状のままでは良いと思えません。改善の検討をするべきではないでしょうか。

また、持ち込みが困難な人は本当に困っています。今回、この粗大ごみ問題を考えるにあたって、他の市町村の状況を少し調べてみました。田野町は、粗大ごみを月2回地域のゴミステーションへ出すことができます。自転車、こたつ、扇風機、布団など1人で積み込める重さ・大きさのものであれば、朝7時半までに出せば回収していつてくれるとのこと。東洋町も、小型家電、自転車など資源ごみの日に地域のゴミステーションへ出すことができます。高知市では、自転車はもちろん、机、タンスに至るまで、月1回、市内1300か所に設置されている地域のステーションで回収してもらえます。

粗大ごみの分類の仕方も、回収の仕方も、各市町村によってさまざまです。自治会当番を決めて管理し、回収後の掃除までしているところもあります。香南市では、今年10月から希望する地区の自治会が届け出をして当番員を出し、収集できないものが残った場合は、地区での処分が条件としながらも、分別が厳しく、これまで有料で粗大ごみの日にしか出せなかったごみを月1回、いつものごみ捨て場に出せるようになりました。それぞれの自治体によって取り組みもさまざまですが、住民の利便性の向上のために前向きな検討がなされています。

ごみ政策、ごみ対策には、費用もかかり、住民の理解と協力が必要だということはよく分かります。部落、自治会の協力も必要だと思われれますが、年に1回でも地域回収に取り組んでもらえれば、かなり改善されると思われれます。前向きに改善の方向に踏み出すべきではないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

粗大ごみに関することにつきまして、他の市町村の取り組みに関連することにございまして、ちょっと私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

各市町村の粗大ごみの収集につきましては、議員のおっしゃいますように、さまざまございまして、粗大ごみ置き場を構えずに、ゴミステーションで小型の粗大ごみや鉄の多い小型家電などの資源ごみを回収したり、また年に数回対象者を限定しまして、利用料を納めてもらって、自宅玄関先で回収したり、持ち込み

のできない方につきましては、シルバー人材センターを紹介するなどさまざまでございます。

芸西村は、比較的分別しやすく、ごみが処分しやすいように配慮しているところではありますが、どうしても処理施設で処分できないものや、運搬できないものにつきましては、粗大ごみとして分別していただいております。

ゴミステーションを粗大ごみ置き場とすることにつきましては、以前にも同じような一般質問をいただいております。その時には「粗大ごみは、大きくかさばるごみのため、路上や宅地の周辺で放置されることによる安全性や環境面の問題がある」とお答えさせていただいております。大きく答弁は変わることはありません。

ゴミステーションを粗大ごみ置き場とする場合、粗大ごみや収集車が駐車できますスペースの確保でありますとか、あと村外から粗大ごみを持ち込まれる恐れ。テレビやパソコン、濡れた布団、一般家庭の粗大ごみ以外のものなど集積できないものが、ごみに出された場合の対応であるとか、あと対応できる業者やこれにかかる費用。ステーションは道路沿いにあり、近くには民家も多く、地域のご理解が必要なことなど、運用面には課題が多いのが現状でございます。

村内各地にありますゴミステーションは広いものではございませんし、課題も多い状況ですので、粗大ごみ集積所への持ち込みにご理解ご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員には、おでかけバスの利便性向上と、粗大ごみ集積所の改善などについてご質問をいただきました。

まず、おでかけバスにつきましては、実務上の現状と課題などを担当課長のほうからお答えをさせていただいたとおりでございます。実務的な部分がかかなり大半占めますので、かなり重複する部分が多いと思えますけれども、お許しをいただきまして、私のほうからご答弁をさせていただきます。

移動手段を持たない交通弱者対策として運行を始めました本村のおでかけバスでございますが、少しずつ村民の皆さまに定着し、おかげさまで利用者は少しずつですが年々増加をしております。

課長答弁にありましたが、運行開始当時は、ニーズ調査を行いまして、出されましたニーズに基づいて買い物への重点を置いたかたちで運行が始まって、現在に至っております。

ルートのご設計につきましては、綿密な、まずはニーズ調査に基づきまして運行ルートの策定と陸運局の許可が必要でありまして、所定の相応の手續きが必要となっているところでございます。

現在も、そして今後におきましても、高齢化に伴う買い物弱者対策として、買い物への活用を重点に置いていく必要性というのは、ますます高くなると思えますけれども、安岡議員のご指摘のように、村民の皆さまのニーズも、以前に増して多様化をしていると感じておりますし、お住まいの地域の状況も少しずつ変化をしていると思えますので、それらを踏まえまして見直しをしていくということは大切だと考えております。

しかしながら、おのずと便数にも限りがございます。課長答弁にありましたが、複雑多様化したニーズ、そしてルートに対しましても個人個人で違った評価をいただく中で、日ごろからさまざまな路線変更のニーズは寄せられております。従いまして、これが住民のニーズを満たしている最適の運行ルートだと断定することはなかなかできないものでありますので、何とぞその点をご理解をいただきたいと考えております。

今回ご質問いただきましたが、おでかけバスを活用した交流人口の増、そして児童の下校時の利用なども含めまして、ルート変更のメリットそしてデメリット、それを丁寧に比較をしながら、結果として少しでも多くの皆さまにご利用いただけるような運行になりますように、それを目指しまして検討を重ねていきたいというように考えております。

次に、粗大ごみの集積所に関してのご質問をいただきました。お答えすべきところは、こちらの実務的なものがほとんどでありますので、担当課長がお答えしました内容があらかたでございます。同じ答弁の繰り返しになる部分はできるだけ控えながら、答弁をさせていただきます。

なお、議員のお話でありました集積所の移転につきましては、なかなか適当な場所、そして財源の確保も

含めまして、今、直ちに実現をするということは大変難しいと判断はされますので、まずは現在の集積所の改良などに力を入れて、できるだけ早期に、また少しでも不便な部分を解消をして、利便性、安全性の向上を図ってまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに車がない、そして高齢などで集積所の持ち込みが困難な人への対策につきましては、対応可能な業者もごございます。これも課長が申し上げましたけれども、日ごろから何かお気づきの点がございましたら、土木環境課のほうにお問い合わせをいただければ対応を考えたいと思いますし、村としましては、お困りの皆さまに対しまして、少しでも不安が解消されて、利便性が向上するように、広報などさまざまな機会を通じまして、そのことを丁寧にお知らせをしていく必要があると考えております。

また、ゴミステーションに粗大ごみを置くということにつきましては、課長答弁にありましたが、これには多くの課題がございます。以前から同様のご質問をいただいて答弁をさせていただいた内容は、先ほど課長が紹介をされましたけれども、ゴミステーション置きましたら、利便性そのものは、出す人にとっては多く向上するわけですけれども、一方でゴミステーション周辺にお住まいの皆さまや、ゴミステーション前を利用する方にとりまして、安全面や環境面、衛生面の問題が新たに出てまいりますので、答弁がありました、囲いがある、そして管理員の配置があるような一定の環境や条件が整った状態で行うことが望ましいと考えますので、他市町村の状況等は、十分に私どもも把握はしているところですが、そうしたところを考えていきたいというように思います。

いずれにしましても、村の実態に合った対策を具体的に実施できますように、改善策をこれからも考えてまいりますので、また引き続き、ご指導またご指摘も賜ればと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

7番西笛千代子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震に備えてについての質問いたします。南海トラフでマグニチュード8から9の巨大地震が、今後30年で起きる確率は70から80%とされているようです。また、平均発生間隔が88.2というデータもあり、いつ発生してもおかしくない状況と言えます。

前回の質問では、避難所の運営マニュアルについての質問をさせていただきましたが、まず無事に避難をすることが大事であり、それには日ごろの避難訓練が大変重要であると考えます。

先日の9月3日に行われた防災訓練について、参加地区の数また参加者の数をお聞きいたします。地区の防災組織に、訓練への参加・不参加をお聞きしたようですが、その理由についてもお聞かせください。

また、5月に行われた憩ヶ丘での防災訓練でも、住民の参加者の数が少なかったように感じました。コロナ禍になり避難訓練もしばらくぶりに開催されましたが、住民の防災に対する意識の向上は大変重要であると考えます。

一斉に「姿勢を低く、頭を守り、動かない」という安全を確保する行動をとる訓練、シェイクアウト訓練が防災週間中に全国の地区や組織、会社などで行われたようです。県のホームページにも、地震発生時における適切な行動の習得と自助・共助の取り組みの強化、防災意識の向上を目的としていると書いてあります。意識向上に向けて、村としてはどうしていくべきと考えているのかをお聞きいたします。

また、先日の防災訓練の際に、一人暮らしの高齢者の方に「避難するときには声をかけてもらいたい」との申し出がありました。各地域に防災組織がつくられた当初、要介助者のアンケートや聞き取り調査を行っていましたが、もうずいぶんたちますが、最近再度調査をしているのでしょうか。現状についてお聞きいたします。

次に、移住促進住宅についてお伺いします。議会初日の令和4年度の決算成果報告において、移住促進住宅が7棟になり、お試し住宅の問い合わせも多く、予約希望者もいるとの報告がありました。

村のホームページによると、空き家バンクに登録し、現在未契約の家が5棟あるようですが、この住宅を移住者向けに活用することはできないでしょうか。補助金などもあるようですが、移住者向け住宅についての詳しい内容をお聞かせください。質問は以上となります。よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

西笛議員の南海トラフ巨大地震への備えに関するご質問につきまして、4項目の要介護者に関するご質問以外につきまして総務課からお答えをさせていただきます。

まず、9月3日に行われました防災訓練への参加状況についてですが、当日、訓練の報告のあった地区数は16地区で、避難訓練に参加した人数は約250人と報告を受けております。ただし、避難者数の報告のない地区でも、自主的に避難をされた方もいるようですので、実際の参加者はもう少し多いものと考えております。参加のなかった地区は、避難者の報告を受けていない地区数で申しますと18地区となります。

次に、今年5月28日の憩ヶ丘運動公園での防災訓練ですが、当日は、県の総合防災訓練が奈半利町で開催されておりまして、県東部地区の市町村がサテライト会場という位置付けに関連した訓練を実施しました。芸西村では、孤立した避難所を想定して、避難者数や必要な物資を上空から確認するためのヘリサインの作成と、村が所有する浄水器の使用訓練を行いました。今回の訓練が住民参加型の訓練でないことや、多くの方にお越しいただいても充実した内容ではないこともあり、広く住民への周知は行わず、自主防災組織の代表者に案内する程度とさせていただきました。そのため、住民の参加者が少なかったという経過がございます。

次に、9月3日の防災訓練の実施にあたり、各自主防災組織の代表者へ参加、不参加の確認を行ったことにつきましては、訓練を実施する地区に職員を派遣して、訓練の写真撮影や各地区の状況確認、要望調査などの支援を行っておりますので、職員派遣の割り振りのため、訓練実施の確認を行っているものであります。

今回の訓練は、コロナ禍で丸3年間訓練を実施できていない中で、自主防災組織の運営体制も各地区で異なること、また、5類になったとはいえコロナの感染も広がっていることに加え、記録的な猛暑であることなどから、参加者の体調にも配慮して、訓練への参加は各地区の判断に任せることとさせていただきました。そのため、参加地区も少なくなる傾向であったものと考えております。

次に、住民の防災意識を高めるためにはどうしていくことが必要かという点についてですが、災害への対応は、自助、共助、公助の順で、まず自分の命は自分で守るという自助の意識を持ってもらうことが重要ですが、その意識を持ってもらうことが非常に難しい問題であります。

村としまして、これまでも防災マップや啓発冊子、非常用持出袋などの配布や住宅耐震化の補助、自主防災組織づくりの支援や資機材整備、各種防災訓練や防災教室などさまざまな意識向上への取り組みを行ってきましたが、実際に地震への備えを十分に行っていると言える人はあまり多くないのではないかと思います。

防災意識を高めるために、村としては継続して意識向上への啓発を進めることが必要ですが、一人一人の意識を変えるためには、家庭や近隣住民で災害への備えに関する話題や取り組みについて話し合いをすることや、防災対策に関心を持ってもらうことが重要です。

また、自主防災組織の目的は、地震などの大災害から住民の命を守ることであり、共助の柱となりますので、部落会やその他の枠組みにとらわれず、近隣住民が協力し、助け合い、命を守ることができるように共通の意識を持つための話し合いなども進めていただきたいと思います。

村でも、防災に関する意識を高めるきっかけづくりとして、防災訓練の実施や、防災意識向上への啓発活動などに加え、議員のご質問にもありました地震を想定して、その場で身を守る行動をとるシェイクアウト訓練なども、今年度は役場のみで実施しましたが、来年度は住民も参加できるようにするなど、防災事業に触れる機会も増やしていけるようにしたいと考えております。

次に、事前復興に関する取り組みについてですが、東日本大震災では、現地の自治体において多くの住民や職員が被災している中で、応急復旧や被災者支援の業務が重要となり、地域の復興計画の策定や復興事業の着手までに多くの時間を要したようです。そのため、住民生活の再建への意欲の低下や避難先での定住による人口減少などにより、地域の活力低下を招くこととなったようです。そうした事態を防ぎ、住み慣れた土地で住民が希望を持って生活できるよう、被災後の復興計画をあらかじめ策定する取り組みを高知県が中心となって始めています。芸西村では現在、着手していない状況ですが、来年度以降、県が定める事前復興

まちづくり計画策定指針に基づき計画策定を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

議員から、要介護者の避難についてのご質問に、担当課から現状についてお答えをしたいと思います。

災害対策基本法では、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者」を避難行動要支援者として、その名簿を作成しておかなければならないとされており、芸西村においては、避難能力や支援の要否について着目し、名簿を作成しております。

現在、当村で管理している避難行動要支援者は、要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの所持者で、一定の等級以上の方を対象としており、実人数は117人となっております。このうち大規模災害に備えるため、平常時から名簿を提供しても構わないと同意をいただけた方60人分を、自主防災組織等へ情報提供しております。

また、優先度の高い避難行動要支援者に対して作成が努力義務となっている個別避難計画を策定している方は、44人となっております。

名簿の確認は、毎月行うようにしており、年度の最初の自主防災組織連絡協議会の際には、各自主防にお配りしている名簿を更新させていただいております。

しかしながら、新たに要介護となられた方や各手帳を取得された方についての名簿提供の同意確認については、ケアマネジャー等をお願いしておりますが、業務範囲外のため、無理にお願いできない状況であり、確認できていない方も一部あるようですので、今後関係機関とも協議しながら、確認作業を進めていきます。

議員の質問にありました、一人暮らしの高齢者の方に対する何らかの公的な支援ということだと思いますが、避難能力が一定ある方の避難や声掛けにつきましては、地区の自主防災組織や隣近所の方々にできる範囲での協力をお願いしたり、日ごろから家族内で避難についての話し合いをしていただくことが重要と考えます。

また、避難行動要支援者として名簿に載っているからといって、地域の方や自主防の方が、必ず救助に来てくれるということではありませんので、日ごろから避難訓練等の際に、地域の避難行動要支援者などについて、情報共有していただくことも大事ではないかというふう考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。西笛議員の移住促進住宅について担当課としてお答えいたします。移住促進のため、空き家バンクに登録されている家屋を活用できないものか、あと事業の説明をというご質問だったかと思いますが、村のホームページでお知らせしております空き家バンク登録物件は、現在、3件の土地と9件の土地家屋があり、そのうち貸借契約がなされ、既に利用されている家屋が5件あります。

空き家バンクに登録されている物件は、必要に応じて、空き家情報として芸西村のホームページで公開し、広く周知し利用促進に努めております。住まいとして利用できる家屋付き物件は、現在4件あり、売買譲渡を募集しております。

空き家バンク制度につきましては、平成28年度に要綱を定めて運用を開始しており、これまでに5件が売買により譲渡され、5件が貸借により利用されるなど、定住につながっております。

移住者支援住宅は空き家対策として位置付けており、空き家の活用方法として、村が所有者から空き家を借り上げて移住者向けに貸し出す中間管理事業や、空き家バンクに登録された物件を、移住者本人、若しくは空き家の所有者が、移住者へ提供する目的に改修費用を補助する空き家リフォーム事業があります。

予算につきましては、中間管理事業は、村と空き家所有者との貸借の合意の見込みが立った際に計上しており、改修費用を1戸当たりおおむね1千万円ほどを想定しております。改修費用は、国や県の補助金を充てており補助率は4分の3ですが、上限も設けられておりますので、村の負担が大きくなるように事業

費を設定しております。村が空き家を借りている期間は、保険や固定資産税などを村が費用負担をしますので、所有者の負担はありません。

空き家リフォーム事業につきましては、毎年1戸分の事業費を想定して補助金を計上しており、これまで4戸のリフォーム支援を行ってきました。今年度は、繰越予算と合わせまして1戸分270万円を計上しております。事業内容につきましては、空き家バンクに登録されている物件が対象で、利用者は村外に居住されており、空き家バンクの登録者になる必要があります。改修には耐震化が必要で、改修後は住民票を移し、10年間居住することなどが要件になります。

ご質問のありました空き家バンクに登録されている家屋は、中間管理事業として取り組むことも可能ではありますが、改修費用が想定している金額を上回ることが予想されることのほか、売買で譲渡を希望されている所有者の意向もありますので、村のホームページで募集しております。

移住促進のためには、住環境の整備が欠かせないものと考えており、空き家バンクへの登録の呼びかけや、中間管理事業で改修ができそうな空き家を調査、募集しておりますけれども、さまざまな事情があり登録物件数伸び悩んでいる状況です。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

再質問をさせていただきます。松本課長、ご報告しっかり受け取りました。訓練の時にですね、住民の方から、「行政主導で訓練をしたほうが、もっと住民が参加しやすい。たくさんの方に広報できるのではないか」という意見もいただきました。部落会でも、いろいろ防災についての話し合いをして、話題作りをしていたほうが、もっと住民の方の啓発になるのではないかと思います。また、自主防災組織が、部落会に入っていない人が最近多いんですけれども、そういう方々も自主防災組織には入っているんだってことの周知徹底が大事なことではないかと思います。

事前復興のことですけれども、事前復興が今話題になっておりますけど、これからの本村における事前復興をどうしていくのかっていうことの思いや考えを、ぜひ村長にお聞きしたいと思います。

また、移住促進住宅ですけれども、売買契約で、今、空き家バンクに登録されておりますけれども、その方々に、一応、きちんとこういうのがあるんだってことを周知徹底して、移住促進住宅のほうへ持っていけることはできないかと思います。

それと今ですね、年間に1戸の予算を組んで、1戸の予算を、改修の、組んでるみたいですが、もしできるのであれば、2戸ぐらいに増やして、空き家バンクのほうも、結構長い間まだ売買契約がされてない住宅なんかもあるみたいなので、それを移住者促進のほうに持っていったらいいのではないかと思います。

移住者促進住宅ですけど、9月4日に県が「中山間にも若者増を」ということで10年後に移住者5000人などを目標に掲げた中山間地域再興ビジョンの骨子を発表いたしました。令和7年度の春には東部自動車道も開通になり、利便性も良くなり、芸西村に移住してもらうためにも、移住者向け住宅を増やすことが重要だと考えますが、これについての村長のお考えをお聞かせください。私の質問は、村長のお答えをいただいて、以上とさせていただきます。

○ 岡村 俊彰 議長

溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

西笛議員からは南海トラフ巨大地震関連と移住促進住宅についてご質問をいただきました。

まず、防災関連の質問ですが、内容としては実務的なお答えになろうかと思いますので、先ほど担当課長からお答えをさせていただきました。私のほうからは、少し補足的ではありますが、答弁をさせていただきます。課長答弁にもありましたが、新型コロナウイルスにより防災訓練や防災教室なども3年間実施することができず、残念ながら住民の防災に関する意識も一定程度低下しているものだと考えております。

災害に備える意識を持続させるためには、訓練や研修会などに参加するなど直接体験をすることがまずは重要ですが、コロナ禍で住民生活が大きく変貌し、こうした取り組みに参加する機会が激減してしまいました。住民の皆さまは、まずはご家庭やご家族、そして自分の身の回りの感染防止対策などに力を注がざるを得なかった3年間であったと思います。最近、やっとイベントなども再開され始めましたので、9月3日には防災訓練を実施し、個人や地域の防災力強化の取り組みの第一歩を新たに踏み出したところでございます。

地震による被害を最小限にするには、先ほどの課長答弁にもありましたように、自助・共助の力を高めるということが必要だと考えております。最近では、もう周知や啓発が進んできましたので、改めて私から申し上げるまでもありませんけれども、地震発生直後に自身の身を守ること、そして津波被害が想定される地区では、近隣住民が声を掛け合い、すぐに避難を行うなど、まず命を守る行動が肝要です。

村としましては、防災訓練の充実や自主防災組織の活動への支援も、これまで以上に強化をしていきたいと考えておりますが、災害が実際に起きた、いわゆる発災時には、残念ながら訓練どおりにはいかない、多くの問題が立ちのぼることを覚悟しておく必要がございます。一時的には、役場としての、いわゆる行政機能が麻痺してしまうというようなことも考えられるところではあります。

危機管理及びリスク管理からは、最悪の事態を考えておくべきだというのが要諦でございますから、訓練重ねまして、そうした機能が麻痺をしないということが一番良いことではありますけれども、最悪の事態を考えるならば、一旦は麻痺をしてしまうと。その時に役場は住民の皆さまに何をお願いをするのか、というようなことから考えておかないといけないんだというような意識で取り組んでおります。

このため、まずは地域の中でも声を掛け合っていただきまして、防災訓練に積極的に参加をしていただくこと、そして、家庭内での備えについて、確認や話し合いをすることなど、個人とか地域の防災力向上への日ごろからの地道な取り組み、自助・共助といった備えの確立が非常に重要ではないかと考えておりますので、役場のほうもその方針を打ち出しまして、地域の皆さまとともにご理解が得られるように取り組みを進めてまいりたいというように考えております。

次に、移住促進住宅についてのお尋ねでございますが、県内の中山間地域が活力を取り戻す指針となります中山間地域再興ビジョンの骨格案が明らかになったが、これを踏まえて移住促進などをどのように進めていくのか村の考え方はというような趣旨ではなかったかと思っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、行われております取り組みや事業内容の説明につきましては、先ほど担当課長のほうから説明がありましたとおりです。議員のご質問にありましたように、先日の新聞報道で、「中山間の若者増を」との見出しで記事が掲載をされておまして、私も読ませていただきました。

県は、過疎法や山村振興法の規定によって区域を定めて、中山間地域としておまして、県内の全市町村が該当となっておりますけれども、一部の自治体では、その中の一部の区域のみが対象となっております。

県が令和3年度に実施した集落实態調査を基に、各自治体や各産業分野の代表組織などの意見を聞き取りし、まとめたものを中山間再興ビジョンの骨格案として検討されているというようにお伺いしております。

まだ、それ以上の詳細な情報、内容につきましては、私の手元にもまだ届いてございませんけれども、今後さらに協議がなされた上で、今年度末に、10年後に目指す将来ビジョン及び4年間の行動計画であるアクションプランが示される見通しであるというようにお伺いしております。

再興ビジョンにつきましては、目指す将来像として、若者の人口と出生数が重要な目標に位置付けられておまして、若者を増やす、暮らしを支える、活力を生む、仕事を生み出す、といった四つの柱で、テーマごとに数値目標を定める構成となっているようです。

県の集落实態調査の結果を見ましても、集落の課題や悩みの質問に対し、「人口減少」そして「地域に若者がいない」、それから「集落活動の担い手がいない」といった回答が上位を占めておまして、本村においても同様の状況にあると認識をしているところです。

社会全体として、都市圏への人口集中に加えまして、国全体の人口が縮小をしております。それに逆行するように、どこの自治体でも都市圏からの移住者獲得を目指し、限られたパイの獲得を競い合う状況にありますので、なかなか一つの自治体だけが、人口減少に歯止めをかけて増加に転じるということは、なかなか現実的なものとは言えないというようには考えております。しかしながら、中長期的な視野に立ちながら、現状の維持または人口減少のスピードをできるだけ緩やかにするためには、簡単ではないですけれども、決して諦めることなく、粘り強く取り組まれねばならない課題であると考えております。

さらに、移住者獲得のための呼び込みや、直接的な支援は、先ほど課長が答弁いたしました。ふるさと納税の取り組みの強化や各施策の活性化を通して、交流人口の増加を図りながら、村の認知度、魅力度を向上させて、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みは、移住ということが大きく捉えますと、なかなかその役場などの行政組織のみが力を入れても、上手く進めていくことができないというようにも考えておまして、本日の高知新聞などにも移住に関連した記事がございましたけれども、移住者を受け入れる地域の方々とのマッチングが上手くいって、その土地に歓迎してもらえ、空気が醸成をされることも大変重要であると考えております。

地域外の方の受け入れを行うことは、環境や意識の違いもありますので、なかなか容易な問題ではありませんけれども、地域の方々のご理解なくして、移住促進は成り立ちませんので、その辺りは行政も頑張りまされども、議員の皆さま方も、地域の代表者のお一人としてご尽力いただけましたら幸いです。今後一層のご協力をよろしくお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

[休憩 10 : 10]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 10 : 20]

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

失礼します。先ほど西笛議員のご質問の再質問に対しまして、答弁書を構えてございましたが、ちょっと一部答弁漏れがありましたので、大変失礼をいたしました。この場でちょっと補足をさせていただきます。

事前復興についてということで、ご質問もいただいております。

具体的な取り組みはこれからになりますけれども、内容は現状や課題を分析をして、復興計画の対象区域を定めて復興パターンの検討を行って、実施する事業の内容や計画期間を決定をするというような具体的な流れになっているというように伺っております。

特に津波の被害想定の大きい自治体では、庁舎や公共施設の高台移転などの事前対策を実施をしているところもございますけれども、なかなか計画の策定の対象となる県内の各自治体の状況というのは一律ではございませんので、津波の被害エリアなどの想定や活用できる土地の有無などにつきましては、自治体ごとに内容は大きく違ってまいります。

本村の場合は専門家のご意見はもちろんのこと、自主防災組織の代表などの関係者や地域の方々のご意見も伺いながら、村の浸水エリアや土地の利用状況に沿った方針を定めていくようになるものと考えておりますので、今後一層のご協力をお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

こういう内容でございました。大変失礼をいたしました。

○ 岡村 俊彰 議長

4 番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

4 番山本です。通告に従いまして、質問させていただきます。

当村の主力産業は農業で、野菜や花卉などの栽培が盛んな施設園芸地域なのはご存知のとおりです。ですが、圃場整備された農地が、過去から度重なる大雨により甚大な被害がもたらされ、近年では、一作でハウスが二度浸水した例もあり、村として和食川流域の治水対策が最重要課題の一つとされています。

また、最近はいつでもどこでも災害級の大雨が降ってもおかしくない状態となっています。和食川には支流がたくさんありますので、支流にも何かできることがあるのではないのでしょうか。

現在、和食川管理者の県に対し、「和食川導流堤の閉塞対策事業」及び「和食川の流量計画と和食川導流堤の河口断面積等の検証について」要望書を提出されていますが、これらの問題に対して、現在の進捗状況をお伺いします。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

山本議員のご質問に土木環境課のほうからお答えさせていただきます。6月議会以降の和食川流域治水の取り組みについてを説明させていただきます。

6月の大雨につきましては、和食川の管理者であります高知県安芸土木事務所と主に三つのことについて話し合いを行っております。

1点目としまして、6月の大雨の被害につきまして、水門が4門閉塞ない状態にもかかわらず、非常に水位の高くなった和食川の状況やハウスが浸水している状態、圃場整備内にある排水路の水位がいったいの高さになっている状況などを写真で伝えております。

2点目としまして、度々浸水被害を受けている農家からのご意見、ご要望としまして、「水門を増やしてほしい」や「高規格道路の整備によってハウスが浸水しやすくなる」、「線状降水帯の発生や大雨の降り方が頻繁になり、度々ハウスが浸水している。水門の大きさが十分と考えているのか」などの意見が寄せられていることを伝えております。

3点目としまして、6月議会での一般質問や答弁内容、村の意向を伝えております。一般質問では、「和食川の水門の増設、和食川下流の排水ポンプの増強等が必要と考える」との意見に対しまして、村の答弁では、「水門の閉塞がなく、排水ポンプが運転している状態でハウスが浸水しており、和食川下流に集まる雨水排水を速やかに海に流すには、水門の増設や排水ポンプの能力増強は、非常に効果があるので関係機関に要望する」としており、安芸土木事務所には、水門の増設などを含めて、和食川下流部に集まる雨水排水を速やかに海に流すよう検討していただくようお願いをしております。

以上、3点を重点的にお話しております。

排水ポンプの増強につきましては、昨年の7月大雨で、こちらも水門の閉塞がない状態で、排水ポンプが運転してもハウスが浸水している状況を、高知県安芸農業振興センターは把握しておりまして、排水ポンプの増設について検討をいただいております。

水門の増設につきましては、非常に規模の大きな要望になります。水門の放水路いったいの高さの水位になると、ハウスが浸水してしまう状態にあります。和食川や水門が機能している状態でも、ハウスが浸水しておりますので、現状を理解してもらいながら、和食川の下流部に集まる雨水排水を速やかに海に流し、下流部の水位が上がらないような対策を取れないかを話しております。

○ 岡村 俊彰 議長
4番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

再質問させていただきます。川や圃場のほうによって県の担当課が違っていると聞いていますが、担当課単位でまず話はされていると思いますが、村も含めて情報共有や関係機関での合同会議などがなされ、農家の意見も届いているのでしょうか。どのように会議が進められているのか伺います。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

山本議員からは、和食川導流堤関係の進捗状況につきましてご質問いただきました。担当課長から、今の取り組み状況について答弁をさせていただきました。私から言うまでもなく、和食川流域の治水対策は、本村、長年の重要課題の一つでございます。

先の議会でも触れましたが、今年6月に行われました、高知県議会産業振興土木委員会への要望は、内容として「導流堤の閉塞対策事業の推進」と「和食川の流量計画と導流堤の河口断面積等の検証」、この二つに

ついて要望をいたしました。

まず、1点目の「導流堤の閉塞対策」は、水門が砂で閉塞した場合に、和食川の雨水排水を海に流すことができず、平野部が浸水をして、甚大な被害が発生するため閉塞対策の推進を要望しております。

次に、「和食川の流量計画と導流堤の河口断面積等の検証」は、昨年7月、今年6月の大雨で導流堤の砂による閉塞こそありませんでしたが、和食川の下流部では水位が上がり、一部ハウス園芸の浸水被害が発生をした状況、そして近年、ビニールハウスの増加や高規格道路整備が進んで、遊水地の機能を持った田畑が減って、一気に排水路から和食川に流れ込む流量が増えておりまして、海への排水能力が十分でない場合、甚大な浸水被害が発生をするリスクが高まっていることから、河川管理者である県が策定している流量計画や河口断面積等が、こうした現状と整合性が取れているかどうか検証を行っていただくよう要望しております。

その後、県から回答をいただいております。一部をそのまま読ませていただきますが、まず、導流堤の閉塞対策の推進についての回答として、「導流堤の閉塞対策は、和食ダムと同様に重要な治水対策と認識している。このため、令和3年度から排水機場を利用した排砂施設の整備を進めており、令和4年度に工事着手、本年度も引き続き排砂施設の整備を進める」、これが1点と、次に流量計画の検証ですが、「流量計画と河口断面積等の検証は、和食ダムの早期完成により洪水流量の低減を図るとともに、閉塞対策である導流堤の機能を確実に発揮できる排砂設備の整備を進めて、これらの効果を確認をした上で、今後の検証につなげていく」というような内容でございました。

ここで、それぞれの関係機関につきまして、和食川流域の治水対策で現在進められている事業について整理させていただきますと、大きく4点あると思っております。

まず、1点目ですが、和食川の上流部では、県の土木部の所管で治水機能を持った和食ダム建設が進められております。平成元年8月豪雨災害から和食ダム事業の調査が始まり、34年を経て、やっと完成が目の前までやってまいりました。平成元年の豪雨を契機に、降雨で発生する50年に一度程度の洪水を防ぐことを目標とし、ダムに入ってくる流水の一部を貯めることで上流部の治水対策を行って、下流域の洪水を一定調節する機能を持つとされております。

2点目ですが、和食川の水門では、これも県の土木部の所管で、高波の砂による放水路の閉塞解消のための導流堤の改良が進められております。先ほど申し上げましたが、排水機場の排水を利用して砂で閉塞した放水路に注入して、その圧力で海に押し流すもので、今年度は、東の1門の改良工事が進められています。

次に、3点目ですが、和食川下流部では、こちらは県の農業振興部の所管で、具体的には高知県安芸市農業振興センターにおいて、排水ポンプの増設等を検討しています。昨年7月の大雨で、水門の閉塞がない状態で、排水ポンプが運転してもなお浸水被害が発生している状況を現地でも確認をしていただいております。この検討を行っていただいております。こちらは、国の補助金を活用して行う予定だと聞いておまして、この補助要件や課題をクリアしながら進めていくというように、農業振興センターからお伺いしております。

最後に4点目は、和食川下流にある排水機場等の維持管理を行っております。これは村の所管でありまして、村単独の予算を投入をしながら、排水ポンプやブルドーザーの維持管理や補修を行っております。現在、和食排水機場では、令和2年度から4年計画でポンプや設備等の更新を行っております。なお、日ごろは、水門操作による導流堤の閉塞対策も行っているところでございます。

以上、現在行われている対策を四つの柱に分けて説明をいたしました。これまでですね、こういうような取り組みの要望を、それぞれの関係機関に個別にお願いに上がっておりましたけれども、なかなか情報共有が不十分でして、関係機関ごとに捉え方や理解度がまちまちでございました。

そこで本村では、令和元年に初めて和食川導流堤に関する検討会を立ち上げまして、高知県河川課、高知県安芸土木事務所、高知県安芸農業振興センター、高知県和食ダム建設事務所、地元選出県会議員、JA高知県芸西支所、集出荷場、土地改良区、そして村議会など関係者が一堂に会しまして、ともに解決策について情報共有を行う場を設けました。

それ以降、度々この会議を開きまして検討を重ねてきております。結果として、以前よりは格段に情報共有がスムーズにはなったと感じておりまして、先ほど説明しました排水を利用した砂の搬出計画とか、ポンプの増設の検討にもつながっていったものと感じておりますし、これからも関係機関が一緒になって取り組んでいこうという意識の着実な醸成に少しずつではありますが、つながってきているというような手応えを感じているところでございます。

しかしながら、それでもなおかつ、そうしたゲリラ豪雨等の頻度は増えておりまして、浸水にお困りになられる農家の方の苦しみも大変なことだと思いますので、そうしたことを関係機関に引き続き働きかけを行っていきまして、連携をしながら1日も早く治水対策が進むように取り組んでまいりますので、より一層のご理解ご協力をお願いをいたしまして、私の説明と答弁にさせていただきます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8番仙頭です。通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。本村の観光振興にどのように取り組んでいるのかということ、三つの柱を軸に質問させていただきます。

まず、観光開発、観光振興ですけど、以前から議会でも取り上げられ、同僚議員からの提案もいろいろありました。現在どのような取り組みをしているのかをお聞きます。

私は、本村の観光開発、観光振興について感じるのは、民間に頼りすぎているのではないかという印象です。現在も、ふるさと納税型のクラウドファンディング等を使った観光地や商品を開発しています。あまりにも他力本願になっているのではないかというふうに感じますが、どうでしょうか。

私は、行政主導で行うというほうがいいのではないかというふうに考えます。本村で観光地といえば琴ヶ浜が大体一番初めに浮かんでくると思いますが、将来的には和食ダムというふうなものも含まれてくるのではないのでしょうか。しかし、両方とも国有地や県管理で、民間で観光開発するにはハードルが高いというふうに思います。行政が主導で行うべきではないでしょうか。具体的な構想はあるのかをお聞きます。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

私のほうからは、観光振興の取り組みについて説明をさせていただきます。現在、交流人口増、魅力発信の取り組みの一つとして、芸西村観光振興事業費補助金を活用した芸西村周遊観光パンフレットの制作や、観光資源を活用したイベントのブラッシュアップ、地場産品直販所かつば市は来客増に向けて、村、県と定期的な打ち合わせを行っております。

ハード面に関しては、先ほど議員からもありましたように、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用したグランピング施設が完成いたしますので、今後、官民連携して、観光客誘致に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。また、山の家につきましても、指定管理を視野に入れて観光拠点として活用できないか検討を行ってまいります。

琴ヶ浜につきましては、地場産品直販所かつば市による手ぶらでバーベキューが楽しめる事業やイベントに活用しております。琴ヶ浜につきましては、台風や高波、高潮の被害、南海トラフ地震による津波の影響を受けると予想される場所ですので、開発計画は難しく、自然環境を生かした観光誘致を進めているところです。

最近では、ありのままの自然を楽しめる風光明媚な場所として認知されつつあり、ヨガ教室などのイベントの開催やプロモーションビデオや結婚式の撮り写真撮影など、団体や個人の利用も増えてきましたので、今後一層PRや誘致に努めていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問を行いたいと思います。答弁ありがとうございました。私がちょっと心配しているのは、

(議長：「仙頭君」発言あり)

すいません。

私が心配しているのは、高速がつながってしまえば、観光の魅力の弱い所には人が来ないのではないかと
いう心配です。やはり、観光地が少ないという所には、人も集まらないし、村内の人も出て行ってしま
うというふうな悪い流れになってしまうのではないのでしょうか。

しかし、本村には有名スポットになりそうな場所が、観光スポットになりそうな場所があります。現在建
設中の和食ダムには、駐車場やトイレも作る予定だと聞いています。それはある程度観光地として考
えているのだと私は思います。そこに、県内に何箇所かあるジップラインを、ダムを横切るようなかたち
で作れば、来村者も観光客も増えるのではないのでしょうか。

また、先ほど課長も言われましたが、琴ヶ浜には、県が平成8年から10年に、中山間ふるさと支援事業で、
県内5か所に作ったライダーズインというバイカー向けの宿舎がありますが、そのようなものを作れば、今
ある野外劇場も一層生かされると思いますし、かつば市の活性化にもつながり、先ほど言われたBBQの事
業にもより大きな発揮をするのではないかと思います。

そして、琴ヶ浜は、名月の百選の内の一つにも選ばれています。しかし、今はただ見に来て、ただ帰ると
いった、もったいない状況です。その改善にもつながるのではないのでしょうか。

村長、村内の案内板の観光スポットの数ってご存知ですか。なんか、ホームページとか案内板によつて違
うんですが、11から14個あるんです。先ほど、ちょっと同僚議員の質問を、ちょっと無視するようなかた
ちになりますけど、村内バスのバス停を、観光スポットにつなげるように、将来的なことも考えて作れば、
点が線になりますし、村内バスの利用者も必然的に観光という目的で増えるのではないのでしょうか。箱は村
が作って、運営は民間が行う半官半民のかたちでいいので、観光振興、観光事業、観光開発を進めるべきで
はないかと思いますが、村長のお考えをお聞きます。

○ 岡村 俊彰 議長

溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

仙頭議員からは本村の観光振興に関しましてご質問をいただきました。実務的な部分につきましては、課
長がお答えさせていただきました。

観光振興につきましては、文字どおり観光資源を活用しながら、認知度の向上、魅力の発信に努めて、地
域の発展につなげていくことが基本であると考えております。

そのためには、民間活力の導入、広域での取り組み、官民協働が不可欠だと考えております。以前の議会
答弁でも申し上げましたが、最近の流れとして、民間企業の参入や観光開発が進んでおりまして、現時点で
の感触は、今後も広がり期待できる状況にあります。

県におきましても、観光振興や関連事業等の展開に民間事業者の誘致を積極的に推進しておりますことか
ら、本村におきましても、民間活力の導入は進めてまいりたいと考えております。また、高知県の東部観光
協議会とか、昨年の11月に発足しました、高知県の東部地域と徳島県の南部地域で構成されました四国南東
部広域観光連携協議会などと連携して、1自治体では実現できないような地域を面として捉えて、その魅力
を発信をしていくような、そうした広域的な取り組みを行っているところでございます。

さらには、4月から始まっております連続テレビ小説「らんまん」を生かした観光振興についても、県、
市町村、民間企業や各種団体等によって組織した博覧会推進委員会を設置し、行政と民間が持つそれぞれの
強みを生かした取り組みを進めておりますが、村としましても、村内外の民間業者や団体とともに力を合わ
せる官民協働によって観光振興を推進していくことは、村だけでは難しい課題解決や活性化につながるもの
と考えております。

私自身、職員の最後には観光の担当を務めさせていただいた実感がございますけれども、観光の投資につ
きましては施設建設だけでなく、なかなか綿密なマーケティングはもちろんのこと、マスコミや各媒体を活
用したPRや観光関連業界へのプロモーションなど大変多額の費用が発生をする一方で、費用対効果が即座
に持続的な収益に結び付かないことも多く、導入予算がどれだけ成果が上げられたかといったものが数字と
して計りにくいところが、その特徴だと感じております。かといって、ではやらなくていいのかといえ
ばそういうことではなく、やらなければ、それだけ議員がおっしゃるとおり地域の発信力は低下をしまし
て、その疲弊が進んでしまうというようなことは、私も合わせて同じ思いを持つ、そういった危機感を
合わせて持

っているところでございます。

しかしながら、施設の建設とか、いろいろありますと、行政主導でいきますと、なかなか将来にわたっての維持や補修にも多額の予算も必要になりますから、そうしたことにつきましては十分なりサーチを行って、いろんな協議を重ねながら、専門的な長期的な視野を持って丁寧に検討をしまっていることが必要だとも考えております。

現在ですね、ありがたいことに、ふるさと納税のユーザー様が非常に多くございまして、他の自治体に比べまして、その分野での発信力があるということから、ふるさと納税型クラウドファンディングによる補助金を立ち上げることができてございまして、一定、民間事業者の活用が進んでおります。民間任せではないかというふうなご実感持たれるかも分かりませんが、村としましては、現段階ではリスクの高いハード整備に、まずは優先をして経験や専門知識のある民間事業者のやる気と発案を後押しをして共同で取り組んでいきたいと考えております。

それから議員からは、いくつか具体的な提案もいただきましたので、そのことも含めまして、村として多様化するニーズに対応して、どうすれば地域活性化につながるものか、こうしたことを関係者と協議をしながら、ともに芸西独自の観光振興を図っていけるように検討を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。どうもありがとうございました。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再々質問をしたいと思えます。答弁ありがとうございました。協議をしていただけるというようなお話でしたが、村の魅力を一番知っているのは、いうたら住んでいる私たち村民の皆さんです。

確かに費用対効果やそういうものも大事かもしれませんが、やはり来ていただいた方に大事なことっていうのは、来ていただいた方の満足度だと私は思います。それを上げるためには、本村の未来を考える会みたいな、芸西村地方創生会議など村内の有識者の方が集まる会があります、そういう会に議題に上げていただいて、観光という面でみんなで考えるような姿勢をとっていくべきだと思います。村長の考えを最後をお願いします。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員から再々質問をいただきました。確かに、満足度ということ、その言葉が全てを言い表してございまして、観光での、その費用対効果を測定できる要素の大きなところが、その満足度であろうと思っております。その満足度はどういった尺度で測られるかということ、我々の当事者側だけの意見ではなくて、いわゆる地元に住む方々の持っている感触だとか、そうしたものも大事になってくると思いますから、トータルでバランスを持った政策、協議を進めていきたいと考えております。

それから議員から、1 問目にご質問もありましたが、高速道路もつながってまいりますので、そうしたことが芸西村のオリジナリティといえますか、どうしたものが魅力で、どうしたものが一番武器にできていくのかというようなところ、一緒にまた考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 溝渕 孝 村長

5 番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

5 番の濱田です。報告に従いまして、ふるさと納税について質問させていただきます。

村では、ふるさと納税の活用の一つとして、事業者支援事業補助金を実施しております。去る 8 月 18 日の

高知新聞で、「ふるさと納税型クラウドファンディング」と大きく取り上げられましたので、ご覧になった方も多と思います。

この事業は、法人または個人の村内事業者が、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを行い、調達した寄附金の一部を補助することで、事業者の創意工夫及び自助努力による取り組みを支援し、当該取り組みが、地域の活性化、地場産業の振興、村民生活の質の向上に資することを目的とした事業であります。

この目的は、以前私が質問で申しましたふるさと納税制度の本来の目的に沿ったものと言えると思います。従いまして、事業の成果から生じる村民の皆さまへのメリット、効果は大いに期待できるものと考えています。

さて、令和4年度から始まった当該事業ですが、1事業は4年度に完了し、3事業は令和5年度に繰り越されて年度中の完了を目指し、現在も実施中と聞いております。そして、それぞれの事業者は、事業完了後に、先ほど申し上げました事業目的を達成することで、この事業の最大の効果が生じることになります。

そこで、この事業の管理や効果など重要なポイントについてお聞きします。まず、事業実施中の指導監督や完了の経営状態の検証など、事業の執行管理はどのように行っているのでしょうか。また、事業目的の達成、これはいつどのように判断するのでしょうか。さらに、各補助事業による村民へのメリット、効果をそれぞれの事業でどのように捉えているのでしょうか。以上、3点を具体的にお聞きしたいと思います。

次に、かっぱ市とふるさと納税の関係についてお聞きします。かっぱ市に関しましては、今議会に管理条例の全面改正が上程されており、今後は十分なノウハウを持った指定管理者のもと、より安定した経営が行われるものと期待をしているところです。

さて、かっぱ市の活動や経営が、村民への経済効果を大きく左右することは言うまでもないことですが、より一層の活性化を図るためにも、ふるさと納税とのタイアップは不可欠と考えます。そこで、かっぱ市とふるさと納税との結び付きや協力関係などの現状と今後についてお聞きします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

企画振興課から事業者支援事業補助金及びかっぱ市の取り組みについて説明をさせていただきます。

事業者支援事業補助金につきましては、地域の活性化、地場産業の振興、村民生活の質の向上を目的とする事業者が創意工夫した取り組みを支援するものです。

村の指定した期間内に、事業者から事業提案書等をご提出いただき、審査、採択を経て、ポータルサイトに掲載をして、ふるさと納税型クラウドファンディングを開始しております。

事業提案の審査には、基準を8項目定めております。基準の一つ目は、事業を実現するための実施体制。二つ目は、実績。三つ目は、独創性、新規性、市場性、成長の可能性。四つ目は、優位性、実現性。五つ目は、社会貢献。六つ目は、経済波及効果。七つ目は、収益性。最後の八つ目は、資金計画で、それぞれの項目において数値化して判定をしております。

ご質問の事業の目的の達成はいつどのような基準で判断するのかというものですが、それぞれの事業によって達成できる時期は異なってきますが、3年間は事業の進捗を定期的に報告することとなっておりますので、それを期間とし、基準につきましては、事業者からの企画提案書に記載されている事業の目標を達成することと考えております。

全ての事業に共通することとしては、事業完了後までには芸西商工会に加入することを要件としておりますので、目的にあります地域の活性化に寄与するものと考えます。ただ、村民生活の質の向上につきましては、例えば、事業の影響で人口が増加し、税収が増えることで行政サービスが向上するなどの、目に見える達成は長期的な視点で評価することが必要だと考えております。

次に、事業実施中の指導や完了後の経営状態の検証など、事業執行管理はどのように行っていくかというご質問ですが、事業実施中は、個別訪問や情報共有を行って進捗を把握し、必要であれば指導を行います。

また、活動報告書を提出してもらい、事業の途中経過を、芸西村のふるさと納税ポータルサイト「げいせいっうしん」や寄附を募ったポータルサイトに掲載するほか、メルマガで配信をしています。不定期ではあ

りますが、事業を応援していただいた寄附者の皆さまへ報告をしております。

完了後の経営状態の検証など執行管理につきましては、3年間、事業の進捗を報告書にして提出いただきます。経営状態や目的の達成状況などを把握し、必要であれば指導や提案を行ってまいります。

令和4年度は4事業に補助金を交付決定しており、1事業のみ完了しております。それぞれの事業についてご説明をいたします。

一つ目は、移動販売促進プロジェクトです。令和5年3月に事業が完了しております。この事業は、村内在住の個人事業主が、たい焼きの移動販売を起業したものです。目標は、芸西村のナスやピーマンを使用した具でオリジナルたい焼きを商品化し、芸西村をPRしたいというものでした。現在、白玉糖を使ったつぶあんが販売されており、開発中のナスとピーマンを使ったオリジナルたい焼きは来月発売される予定です。村内の量販店やイベントへの出店のほか、村内外へも積極的に出向き、順調に売り上げを伸ばしております。

各補助事業による村民へのメリットは、というご質問ですけれども、事業者支援事業は、即効性はないものの関連産業や地域全体にさまざまな波及効果が期待されます。例えば、交流人口増により村のにぎわいがつくられる、新たな商品の開発で買い物の選択肢が増える、村の野菜や食材を活用することで生産者の収入の増加につながる、知名度やイメージがアップして芸西村に誇りがもてるなど、多くのメリットが考えられます。村民の皆さまの感じるメリットは、個々の状況によってさまざまだと思いますので、一部の方にとっては直接的な影響がない可能性もあり、全員が一樣に感じるものではないと考えております。

強いて挙げるのであれば、移動販売促進プロジェクトにおいては、村内産品を使った食品の販売をすることで、村の子どもたちの村内産業への興味喚起や、芸西村が若くして起業して活躍できる環境整備を行っていることが認知され、村に定住する若者が増加することが期待されます。

二つ目の事業は、ハンバーグ生産プロジェクトです。村内事業所に機器を導入し、芸西村の野菜や白玉糖を使ったオリジナルハンバーグを製造販売するもので、今月末が事業完了予定となっております。目標は、ふるさと納税の返礼品に出品することと、かつば市や冷凍自動販売機により販売を行うことです。村民へのメリットとしては、3名程度の雇用が見込まれます。

三つ目は、グランピング施設整備プロジェクトで、10月末完了予定となっております。ヨットの客室や3Dプリンターで建築されたサウナなど開業前からメディアで取り上げられ、芸西村の認知度向上につながっています。目標としては、眺望の良い宿泊施設を建設して、芸西村の観光消費を増加させること、宿泊券をふるさと納税の返礼品とすることとなっています。村民へのメリットとしては、観光客の増加により周辺店舗等での消費が拡大されることや4名程度の雇用が見込まれます。

四つ目は、「土佐の日本酒をのみつくそう」KOCHI・SAKAGURAプロジェクトで、年内の完了予定です。村内小売店が、高知県内の酒蔵の日本酒を小分けパウチ化して販売するもので、目標としては、オリジナル商品としてふるさと納税の返礼品とすることと、継続的な店舗経営としています。村民へのメリットとしては、地元小売店が営業を存続することにより、地元の買い物弱者対策につながると考えております。

次に、かつば市のふるさと納税の現状と今後についての質問にお答えします。毎月、県と村と三者でかつば市の活性化に向けた課題や、ふるさと納税を含めた売上戦略について話し合いを行っております。昨年度、返礼品の売れ筋商品の分析により、野菜の詰め合わせセットのブラッシュアップを行い、予約販売を開始したことで、売り上げが伸びております。昨年度の売り上げは1億6220万円、内、ふるさと納税の売り上げは170万円と、ともに過去最高となりました。本年度4月から8月を前年と比較すると、全体の売り上げは102.2%の増、ふるさと納税の受付売上は277%増となっております。

ふるさと納税による受付件数が好調に伸びる一方で、発送作業の人手不足が課題となっておりますので、今後は課題の解決に向けた検討をしてみたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

丁寧なご答弁ありがとうございました。今回の質問は、高知新聞の記事で、ふるさと納税に係る事業に少しでも興味を持っていただいた村民の皆さまに、内容の理解も深めていただきたいという思いで質問しまし

た。

ふるさと納税は、村民の皆さまの理解と協力、いわゆるコンセンサスを得なければ、効果は期待できないと私は思っています。以前の質問でも申しましたが、寄附額も大事ではございますが、村民及び村への効果、つまり、地域振興が最大の目的となります。今後も、村民の皆さまのコンセンサスを得ながら、芸西村のふるさと納税をより効果のあるものに、また効果が見えるものにしていただければ幸いです。

最後に、事業者支援事業補助金に関する村長のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

濱田議員からは、ふるさと納税に関連してご質問をいただきました。特に同制度を活用したクラウドファンディングの実施状況につきましては、少し長くなりましたが担当課長から具体的な答弁があったところでございます。

議員ご承知のとおり、この取り組みは、用途を明確にして寄附を募るもので、令和4年度は全国で337の自治体の実施をしております、結構急速な広がりを見せております。

事業者支援事業補助金につきましては、先ほど課長答弁にもございましたが、4事業に交付し、本年度は6事業にエントリーをしていただいておりますので、これから寄附を集める作業を行ってまいります。課長答弁にありましたが、事業を開始してまだ間もないことや、完了事業が1事業のため十分な検証ができておりませんのは事実でございます。

今回、濱田議員にご指摘いただきました点も含めまして、いくつかのポイントについて、改善すべき点として、かねて私のほうからも担当課に対して指示を出してございます。内容的には、公務現場にいらした濱田議員には釈迦に説法にはなりますけれども、あえて説明をさせていただきますと、公務遂行におきまして、例えば国庫補助事業などの採択を受ける際は、綿密な要綱の順守、そして執行後の収支等の検証、そして用途変更がありました場合などには、その許認可手続き、そして会計検査等々、他にもさまざまな基本的なルールが存在いたします。

村の補助金につきましても、当然、公金の投入でございますので、国庫並みとまではいなくても、一定の抑制を効かせていくということは当然のことと考えますので、こうした点に基づいて、制度設計に不断の見直しを加えながら、その精度を高めていくようにというような指示の内容を出してございます。議員からのご指摘も含めまして引き続き改善を重ねてまいります。

そして、地場産品の直販所販売につきましては、引き続きふるさと納税を通じて地元産品を全国に発信をして、魅力をアピールしていけるように、連携協力しながら全力で取り組みを進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、村民のコンセンサスを得ながら、こうした事業がスムーズに遂行できますように頑張っておりますので、どうかまたご指導いただけましたらと思います。その点ご理解を賜りますように申し上げます。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:11 散会]